

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月1日
【会社名】	株式会社メルカリ
【英訳名】	Mercari, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 山田 進太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03 (6804) 6907
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 長澤 啓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03 (6804) 6907
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 長澤 啓
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 9,842,566,500円 売出金額 （引受人の買取引受による国内売出し） ブックビルディング方式による売出し 41,747,370,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 8,095,425,000円 （注）募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集4,288,700株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成30年6月1日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し17,488,700株（引受人の買取引受による国内売出し14,648,200株・オーバーアロットメントによる売出し2,840,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」の「3．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」、「4．ロックアップについて」及び「5．当社指定販売先への売付け（親引け）について」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 3．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 4．ロックアップについて
- 5．当社指定販売先への売付け（親引け）について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	4,288,700（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1．平成30年5月14日開催の取締役会決議によっております。

- 2．当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3．上記発行数は、平成30年5月14日開催の取締役会において決議された募集による新株式発行の募集株式総数18,159,500株のうち、日本国内における募集（以下、「国内募集」という。）に係るものであります。なお、募集株式総数については、平成30年6月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

募集株式総数のうち、残余の13,870,800株について、国内募集と同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場における募集（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「海外募集」といい、国内募集と併せて「本件募集」という。）を行う予定であります。

なお、国内募集株式数4,288,700株及び海外募集株式数13,870,800株を目処として募集を行う予定であります。その最終的な内訳は、募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、後記「2 募集の方法」に記載の発行価格等決定日に決定される予定であります。

後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）」に記載のとおり、本件募集と同時に、当社株主が所有する当社普通株式14,648,200株の日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）並びに7,906,600株の米国及び欧州を中心とする海外市場における売出し（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。）が行われる予定であります。

更に、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、2,840,500株を上限として、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎から借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を追加的に行う場合があります。

また、本件募集及び本件売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集及び海外売出しの内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外募集及び海外売出しについて」をご参照ください。

- 4．本件募集、本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下、「グローバル・オフリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plc（以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であります。

- 5．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年5月14日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

- 6．グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされます。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	4,288,700(注)3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成30年5月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記発行数は、平成30年5月14日開催の取締役会において決議された募集による新株式発行の募集株式総数18,159,500株のうち、日本国内における募集(以下、「国内募集」という。)に係るものであります。

募集株式総数のうち、残余の13,870,800株について、国内募集と同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場における募集(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「海外募集」といい、国内募集と併せて「本件募集」という。)を行う予定であります。

なお、国内募集株式数4,288,700株及び海外募集株式数13,870,800株を目処として募集を行う予定であります。その最終的な内訳は、募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、後記「2 募集の方法」に記載の発行価格等決定日に決定される予定であります。

後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」に記載のとおり、本件募集と同時に、当社株主が所有する当社普通株式14,648,200株の日本国内における売出し(以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。)並びに7,906,600株の米国及び欧州を中心とする海外市場における売出し(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。)が行われる予定であります。

更に、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、2,840,500株を上限として、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎から借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行う場合があります。

また、本件募集及び本件売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集及び海外売出しの内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集及び海外売出しについて」をご参照ください。

4. 本件募集、本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下、「グローバル・オフリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plc(以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)であります。

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であります。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年5月14日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

6. グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされます。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成30年6月11日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年6月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	4,288,700	8,931,217,750	5,253,657,500
計（総発行株式）	4,288,700	8,931,217,750	5,253,657,500

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200円～2,700円）の平均価格（2,450円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は10,507,315,000円となります。

（訂正後）

平成30年6月11日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年6月1日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,295円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	4,288,700	<u>9,842,566,500</u>	<u>6,111,397,500</u>
計（総発行株式）	4,288,700	<u>9,842,566,500</u>	<u>6,111,397,500</u>

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5．仮条件（2,700円～3,000円）の平均価格（2,850円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は12,222,795,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 平成30年6月12日(火) 至 平成30年6月15日(金)	未定 (注)4	平成30年6月18日(月)

(注)1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年6月1日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 発行価額は、会社法上の払込金額であり、平成30年6月1日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と平成30年6月11日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年5月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年6月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年6月19日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年6月4日から平成30年6月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し、海外募集及び海外売出しも中止いたします。また、海外募集又は海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	2,295	未定 (注) 3	100	自 平成30年 6月12日(火) 至 平成30年 6月15日(金)	未定 (注) 4	平成30年 6月18日(月)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は2,700円以上3,000円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年 6月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額(2,295円)と平成30年 6月11日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年 5月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年 6月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成30年 6月19日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 申込み在先立ち、平成30年 6月4日から平成30年 6月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 引受価額が発行価額(2,295円)を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し、海外募集及び海外売出しも中止いたします。また、海外募集又は海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年6月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	-	4,288,700	-

(注) 1. 引受株式数は、平成30年6月1日開催予定の取締役会において決定する予定であります。需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、平成30年6月11日付で変更される可能性があります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格等決定日(平成30年6月11日)に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。但し、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、国内募集を中止いたします。

3. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>1,801,700</u>	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年6月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	<u>1,586,800</u>	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>385,900</u>	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>325,900</u>	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	<u>150,100</u>	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	<u>12,800</u>	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	<u>12,800</u>	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	<u>8,500</u>	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	<u>4,200</u>	
計	-	4,288,700	-

- (注) 1. 引受株式数は、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、平成30年6月11日付で変更される可能性があります。
2. 当社は、上記引受人と発行価格等決定日(平成30年6月11日)に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。但し、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、国内募集を中止いたします。
3. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
10,507,315,000	240,000,000	10,267,315,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200円～2,700円）の平均価格（2,450円）を基礎として算出した見込額であります。平成30年6月1日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
12,222,795,000	240,000,000	11,982,795,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（2,700円～3,000円）の平均価格（2,850円）を基礎として算出した見込額であります。平成30年6月1日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額10,267百万円及び前記「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限6,799百万円については、海外募集における差引手取概算額33,833百万円と併せて、連結子会社への投融資を含めた当社グループの運転資金として11,324百万円を、借入金の返済資金として29,781百万円（平成30年6月期：762百万円、平成31年6月期：10,061百万円、平成32年6月期：7,027百万円、平成33年6月期以降：11,929百万円）を充当する予定であります。

当社グループの運転資金については、日本及び海外において当社グループが運営するC to Cマーケットプレイス「メルカリ」等のユーザ数拡大に向けたオンライン広告、TVCM、キャンペーン等に係るポイント付与等の広告宣伝費として11,324百万円（平成31年6月期：7,009百万円、平成32年6月期：4,315百万円）を充当する予定であります。

なお、残額は将来におけるサービス付加価値向上のための広告宣伝費、開発に係る人件費等の投資資金等に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の差引手取概算額11,982百万円及び前記「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限7,935百万円については、海外募集における差引手取概算額39,381百万円と併せて、連結子会社への投融資を含めた当社グループの運転資金として11,324百万円を、借入金の返済資金として29,781百万円（平成30年6月期：762百万円、平成31年6月期：10,061百万円、平成32年6月期：7,027百万円、平成33年6月期以降：11,929百万円）を充当する予定であります。

当社グループの運転資金については、日本及び海外において当社グループが運営するC to Cマーケットプレイス「メルカリ」等のユーザ数拡大に向けたオンライン広告、TVCM、キャンペーン等に係るポイント付与等の広告宣伝費として11,324百万円（平成31年6月期：7,009百万円、平成32年6月期：4,315百万円）を充当する予定であります。

なお、残額は将来におけるサービス付加価値向上のための広告宣伝費、開発に係る人件費等の投資資金等に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）】

(訂正前)

平成30年6月11日（以下、「売出価格等決定日」という。）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	14,648,200	35,888,090,000	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ユナイテッド株式会社 4,500,000株 東京都渋谷区桜丘町10番11号 グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 3,173,600株 東京都港区六本木四丁目2番45号 イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 1,907,500株 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 三井物産株式会社 1,308,400株 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合 1,111,200株 東京都港区 富島 寛 500,000株 東京都渋谷区桜丘町26番1号 GMO VenturePartners 3 投資事業有限責任組合 476,800株 米国カリフォルニア州サンマテオ市 石塚 亮 400,000株 東京都港区芝三丁目33番1号 ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合 373,800株 東京都港区 猪木 俊宏 240,000株 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 222,400株 米国カリフォルニア州サンマテオ市 胡 華 216,000株 東京都世田谷区 石川 篤 120,000株 東京都港区六本木四丁目2番45号 株式会社suadd 33,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				東京都練馬区 山田 佐知子 24,000株 米国カリフォルニア州サンフランシスコ 市 Kevin Linn 13,700株 米国カリフォルニア州サンフランシスコ 市 Puneet Shah 12,800株 東京都港区 鶴岡 達也 12,000株 米国カリフォルニア州レッドウッドシ ティ Eunsun Yen 3,000株
計(総売出株式)	-	14,648,200	35,888,090,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

- 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(2,200円~2,700円)の平均価格(2,450円)で算出した見込額であります。
- 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、引受人の買取引受による国内売出しと同時に、海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出株式総数は22,554,800株であり、国内売出株式数14,648,200株及び海外売出株式数7,906,600株を目処として売出しを行う予定であります。最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格等決定日(平成30年6月11日)に決定される予定であります。なお、売出株式総数については、今後変更される可能性があります。
- 海外売出しは、米国及び欧州を中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行うことを予定しております。
- 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、本件募集及び本件売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うため、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
- 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び後記「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
- 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載のとおり、グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされます。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。
- 国内募集を中止した場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止いたします。

(訂正後)

平成30年6月11日（以下、「売出価格等決定日」という。）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	14,648,200	41,747,370,000	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ユナイテッド株式会社 4,500,000株 東京都渋谷区桜丘町10番11号 グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 3,173,600株 東京都港区六本木四丁目2番45号 イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 1,907,500株 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 三井物産株式会社 1,308,400株 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合 1,111,200株 東京都港区 富島 寛 500,000株 東京都渋谷区桜丘町26番1号 GMO VenturePartners3投資事業有限責任組合 476,800株 米国カリフォルニア州サンマテオ市 石塚 亮 400,000株 東京都港区芝三丁目33番1号 ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合 373,800株 東京都港区 猪木 俊宏 240,000株 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 222,400株 米国カリフォルニア州サンマテオ市 胡 華 216,000株 東京都世田谷区 石川 篤 120,000株 東京都港区六本木四丁目2番45号 株式会社suadd 33,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
				東京都練馬区 山田 佐知子 24,000株 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市 Kevin Linn 13,700株 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市 Puneet Shah 12,800株 東京都港区 鶴岡 達也 12,000株 米国カリフォルニア州レッドウッドシティ Eunsun Yen 3,000株
計(総売出株式)	-	14,648,200	41,747,370,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
3. 売出価額の総額は、仮条件(2,700円~3,000円)の平均価格(2,850円)で算出した見込額であります。
4. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、引受人の買取引受による国内売出しと同時に、海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出株式総数は22,554,800株であり、国内売出株式数14,648,200株及び海外売出株式数7,906,600株を目標として売出しを行う予定であります。最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格等決定日(平成30年6月11日)に決定される予定であります。なお、売出株式総数については、今後変更される可能性があります。
5. 海外売出しは、米国及び欧州を中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行うことを予定しております。
6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、本件募集及び本件売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うため、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び後記「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載のとおり、グローバル・オフERINGに関連して、ロックアップに関する合意がなされます。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。
9. 国内募集を中止した場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	2,840,500	6,959,225,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	2,840,500	6,959,225,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年6月19日から平成30年7月13日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,200円～2,700円）の平均価格（2,450円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	2,840,500	8,095,425,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	2,840,500	8,095,425,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年6月19日から平成30年7月13日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(2,700円~3,000円)の平均価格(2,850円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 2,840,500株
募集株式の払込金額	未定（前記「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（前記「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年7月19日
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区西新橋一丁目3番1号 株式会社三井住友銀行 新橋支店

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しのために貸株人から借入れる株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返却します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月13日までの間、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月14日及び平成30年6月1日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 2,840,500株
募集株式の払込金額	1株につき2,295円
割当価格	未定（前記「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年7月19日
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区西新橋一丁目3番1号 株式会社三井住友銀行 新橋支店

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しのために貸株人から借入れる株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返却します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月13日までの間、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

(訂正前)

グローバル・オフリングに関連して、売出人かつ貸株人である山田進太郎、売出人であるユナイテッド株式会社、富島寛、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、株式会社suadd、WiL Fund, L.P.、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、三井物産株式会社、Globis Fund IV, L.P.、石塚亮、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、鶴岡達也、胡華、GMO VenturePartners3投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、猪木俊宏、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、石川篤、山田佐知子、Puneet Shah、Kevin Linn及びEunsun Yen、当社の株主である小泉文明、松山太河、日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、Erika Ocampo及びヤマト運輸株式会社、並びに当社の新株予約権者である山田進太郎、富島寛、石塚亮、小泉文明、鶴岡達也、胡華、濱田優貴、John Lagerling、Robin Clark、松本龍祐、青柳直樹、掛川紗矢香、長澤啓、山田和弘、五十川匡、伊藤錬、宮上佳子、伊豫健夫、名村卓、柄沢聡太郎、荻原裕太、森本茂樹、川嶋一矢、片岡慎也、田中慎司、城謙、益田尚、藤崎研一朗及びその他役員62名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(平成30年12月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本件募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等(但し、ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。))を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

さらに、グローバル・オフリングに関連して、親引け先である当社従業員持株会に対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の売付等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行う予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、後記「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

また、上記に加えて、当社の株主であるユナイテッド株式会社は、当社に対し、グローバル・オフリングにおける同社による当社普通株式の売却が完了した時点において同社が保有する当社普通株式のうち5,250,000株について元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後3年目の応当日(平成33年6月19日)までの期間、当社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

(訂正後)

グローバル・オフアリングに関連して、売出人かつ貸株人である山田進太郎、売出人であるユナイテッド株式会社、富島寛、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、株式会社suadd、WiL Fund, L.P.、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、三井物産株式会社、Globis Fund IV, L.P.、石塚亮、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、鶴岡達也、胡華、GMO VenturePartners3投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、猪木俊宏、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、石川篤、山田佐知子、Puneet Shah、Kevin Linn及びEunsun Yen、当社の株主である小泉文明、松山太河、日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、Erika Ocampo及びヤマト運輸株式会社、並びに当社の新株予約権者である山田進太郎、富島寛、石塚亮、小泉文明、鶴岡達也、胡華、濱田優貴、John Lagerling、Robin Clark、松本龍祐、青柳直樹、掛川紗矢香、長澤啓、山田和弘、五十川匡、伊藤錬、宮上佳子、伊豫健夫、名村卓、柄沢聡太郎、荻原裕太、森本茂樹、川嶋一矢、片岡慎也、田中慎司、城謙、益田尚、藤崎研一朗及びその他役員62名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(平成30年12月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本件募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等(但し、ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。))を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

さらに、グローバル・オフアリングに関連して、親引け先である当社従業員持株会は、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の売付等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、それぞれジョイント・グローバル・コーディネーター又はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、後記「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

また、上記に加えて、当社の株主であるユナイテッド株式会社は、当社に対し、グローバル・オフアリングにおける同社による当社普通株式の売却が完了した時点において同社が保有する当社普通株式のうち5,250,000株について元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後3年目の応当日(平成33年6月19日)までの期間、当社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

5．当社指定販売先への売付け（親引け）について

(訂正前)

当社は、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち470,600株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

(訂正後)

当社は、引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、売出株式のうち470,600株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の概要

名称	メルカリ従業員持株会	
本店所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号	
代表者の役職・氏名	理事長 野瀬 梓紗	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

(3) 親引けしようとする株券等の数

未定であります（引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式のうち、470,600株を上限として、売出価格等決定日（平成30年6月11日）に決定される予定であります。）。

(4) 親引け予定先の株券等の保有方針

長期的保有の見込みであります。

(5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

(6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

前記「4．ロックアップについて」をご参照ください。

(8) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格等決定日（平成30年6月11日）に決定される予定の「第2 売出要項」における売出株式の売出価格と同一となります。

(9) 親引け後の大株主の状況

現在の株主の状況

山田 進太郎	38,342,730株
ユナイテッド株式会社	15,000,000株
富島 寛	9,600,000株
グローバル・ブレイン 5号投資事業有限責任組合	7,934,000株
株式会社suadd	6,600,000株
WiL Fund , L.P.	6,066,780株
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	5,450,000株
グロービス 4号ファンド投資事業有限責任組合	5,307,270株
三井物産株式会社	3,271,020株
Globis Fund , L.P.	3,180,930株

本件募集、本件売出し及び親引け実施後の大株主の状況

山田 進太郎	37,192,530株
ユナイテッド株式会社	10,500,000株
富島 寛	9,100,000株
株式会社suadd	6,567,000株
グローバル・ブレイン 5号投資事業有限責任組合	4,760,400株
WiL Fund , L.P.	3,640,080株
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	3,542,500株
グロービス 4号ファンド投資事業有限責任組合	3,184,370株
三井物産株式会社	1,962,620株
Globis Fund , L.P.	1,908,630株

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び本件第三者割当増資分（最大2,840,500株）は考慮しておりません。

2. 親引け予定株式数は、上限である470,600株として算定しており、売出価格等決定日（平成30年6月11日）において変更される可能性があります。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項はありません。